

# 宮崎わが街の発明家たち

会員・弁護士 衛藤 彰



## 要 約

私は、現在、宮崎市内で衛藤法律特許事務所を営んでいます。工業高校の機械科、大学の電子工学科を卒業し、昭和46年（1971年）に弁理士試験に合格しました。このときの同期生が菅直人首相です。その後、法律を独学で勉強して、昭和53年（1978年）に司法試験に合格しました。昭和59年（1984年）から出身地の宮崎に戻り、ここで独立開業して今日に至っています。今回は、宮崎における知財の特徴、思い出に残る知財案件、地方における弁理士業務の楽しさなどをお話することによって、地方では特許出願など無いのではないかと、地方で弁理士を開業するのは無理ではないかと考えている若き弁理士の先生方に、「若者よ、地方を目指せ」とのメッセージを送りたいと思います。

## 1 はじめに

私が、パテント編集部の「九州地方における知財について」の原稿依頼をお引き受けしたのは、弁理士人口が圧倒的に大都市部に偏在している現状において、地方、特に県の総人口が100万人程度しかいない地方における弁理士業務の実状と、そこにおける仕事の楽しさを伝えることにより、「若者よ、地方を目指せ」とのメッセージを送りたかったからです。

## 2 宮崎について

宮崎は、九州の南部に位置する県の総人口約112万人の街です。宮崎は、かつては宮城県と間違われるほどその知名度の低い土地でした。しかし、3年前に誕生した東国原知事によって、マンゴーや地鶏、宮崎牛などの物産品と共に、宮崎は一躍全国的に知られるようになりました。このうち、宮崎牛については、本年4月に突然発生した口蹄疫によって、宮崎が毎日のようにテレビで放映されたため、この報道によってそれまで宮崎が九州にあることは分かっていたとしても、どの位置にあるか知らなかった人々にも、その所在地を知らしめることになりました。この口蹄疫の問題に対しては、全国各地から「宮崎、頑張れ」の合い言葉の下、ボランティアによる作業支援や多数の寄付が寄せられ、地元の者としては改めて日本人の人情の厚さを身に沁みて感じることでできた出来事でした。

宮崎県の主要産業は、農業、畜産業、漁業、林業及び観光です。観光面では、プロ野球やサッカーJリーグのキャンプ地として有名です。宮崎のキャッチフレーズは「太陽と緑の国」であり、物価も土地の値段も安く、気候温暖、年間の日照時間が日本一で、生活をするにはとても住み良い所です。しかし、宮崎に本社を持つ上場企業は4社しかなく、それも銀行やサービス業などで、特許出願に直結する開発部門を持つ上場製造業は、わずか1社しかありません。こうした現状はここ数十年変わっておらず、誘致企業としての工場はあっても研究開発部門がないため、知財の出願はすべて本社のある東京や大阪で行われているのが実状です。

宮崎県内の知財の出願総数は、2009年度の統計によると特許が約200件、実用新案が約40件、意匠が約45件、商標が約200件で、隣接する鹿児島県や大分県もほぼ同様な状況です。

## 3 宮崎で開業した経緯

私は、高校は宮崎県延岡市にある工業高校の機械科を卒業しました。大学は、工学部の電子工学科です。大学4年のときの授業で、特許庁の元審判官をされていた方の特許法の講義があり、その授業を聞いたことが縁で、技術屋でも独立してできる仕事として弁理士のことを知りました。そこで弁理士試験に挑戦するこ

とし、弁理士試験には大学卒業の年の昭和46年に合格しました。このとき一緒に合格した同期生が菅直人首相です。今でも新聞等で菅首相の経歴が紹介されるときに、弁理士と書かれていると、何故か大変嬉しい気持ちになります。

弁理士試験の合格が早く、まだ年齢的にも気力的にも余裕があったので、私は弁理士試験に合格した後も、大学の技術職員や特許事務所に勤務したりしながら、独学で司法試験に挑戦することにしました。その結果、昭和53年に司法試験に合格しましたが、このときの同期生が、現在、知財高裁のキーパーソンの一人と言われている高部眞規子裁判官です。高部裁判官とは、司法研修所でも同じクラスに配属され、また、当時司法研修所の教室で座る机の席順がアイウエオ順になっていたため、旧姓が占部であった高部さんは、私のすぐ前の席になって、ゼミでも同じグループで一緒に研修所で勉強しました。また、このときの私達のクラスの民事裁判教官は、司法研修所教官として著名であった武藤春光先生でした。この武藤春光先生の喜寿を祝って平成18年に出版された「法曹養成と裁判実務」(新日本法規出版)の中で、武藤先生が、一審判決において200億円の支払命令が出たことで有名な青色発光ダイオード事件において、その控訴審の会社側代理人を務められたことを知りました。こうしたつながりを考えると、私の人生が、知財と極めて深い縁もっていることを改めて感じさせます。

司法研修所を卒業してからは、3年ほど東京の法律特許事務所で、特許出願や知財訴訟に従事していましたが、私自身が長男ということもあり、昭和59年に出身地である宮崎に帰って独立開業することにしました。このときには、研究開発部門を持つ企業がない宮崎では、ほとんど特許出願の仕事はないだろうと思っており、それでも細々と知財に関与できれば良いと考えていました。ところが、現実に宮崎で開業してみると、当初の予想に反し、決して多いとはいえませんが、地方でも特許に関するニーズがあることを知りました。現に、私が宮崎で事務所を開業したときの第1号の相談者は、畜産用建物の冷却装置で特許権を取得していた人からの特許侵害警告書の作成の相談でした。この方は、弁理士資格を持つ者が宮崎に帰って来るとの噂を聞いており、私が宮崎に帰って来るのを待っていたとのことでした。こうして、実際に宮崎で

開業してみると、それまでこの地に弁理士がいなかったこともあり、徐々に特許相談等の弁理士業務が増えていきました。

#### 4 宮崎における知財の特徴

宮崎県は、前記のように、誘致企業による製造工場はあっても、開発部門を持つ製造業はほとんどありません。従って、特許出願についても、東京や大阪などの大都市部のように、企業組織の中で職務発明となされたものが、継続的に弁理士に対して出願依頼されるというような状況にはありません。宮崎でなされる出願は、個人の発明家によるものか、発明について優れた能力を持つ中小零細企業の社長が、自分の仕事に関して考え出した発明等によるものがほとんどです。しかし、このことは、弁理士がその地域に生活する人々と密着し、人としての付き合いを通じながら、発明者の夢の実現のお手伝いしているという楽しさがあります。また、こうした街の発明家や中小零細企業の社長には、会社組織の中で開発される発明には見られない「あっと驚くような発想」を持っている人が沢山います。そうした発明に関与し、それを特許権として確立させる代理人をしていることに、経済面を超えた喜びも味わうことができます。私は、宮崎において弁理士業務と共に弁護士業務も行っていますが、弁護士業務は、例えば夫婦間の離婚であるとか、一方が浮気してその相手方に慰謝料を請求する不貞行為問題とか、不動産の所有権をめぐるトラブル、貸金の返還請求や不法行為による損害賠償請求など、そのほとんどが実は人の悩みに基づくものであり、その解決作業は極めて後ろ向きの業務です。これに対し、特許出願は、同じ事務所の来訪者であっても、相談者が自分の発明について明るい顔でニコニコして将来の夢を語り、弁理士はその夢の実現のお手伝いをするという、極めて前向きな楽しい業務です。

以下には、これまで私が宮崎において担当した知財案件のうち、思い出に残っている幾つかの案件を紹介したいと思います。

#### 5 思い出の案件

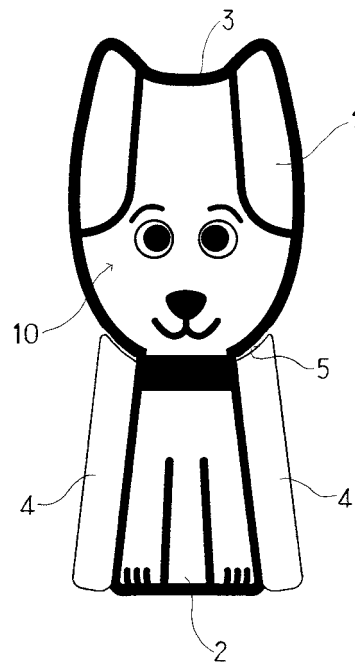
##### (1) 特許・実用新案編

ア「はるかちゃんの紙スコップ」

遥香ちゃんは、宮崎県都城市に住む当時小学5年生の女の子でした。遥香ちゃんは犬が大好きで、パト

リックという名の犬を家で飼っていました。このパトリックを毎日散歩に連れて行くのが遥香ちゃんの日課でした。犬は散歩に行くと良くウンチをします。飼い主がこの散歩中のウンチの処理をすることはなかなか大変です。そこで遥香ちゃんは、使い捨てできるような紙でスコップを作り、これでウンチをすくってそのまま捨てることができないかと考えました。色々と試行錯誤してみましたが、犬のウンチはなかなか手強く、紙で普通にすくい取ることはできませんでした。そこで、遥香ちゃんは知恵を出して、紙の特性を生かし、ウンチを鉄のスコップのようにすくい取るのではなく、両側から挟み取ることを思いつきました。そして、その方法でパトリックのウンチを取ると、見事に一回で綺麗に取れたのです。

この遥香ちゃんのアイデアに感心した父親は、街の環境維持のためにもこのアイデアを広く普及させたいと考え、私の事務所に出願の相談に来られました。その結果、このアイデアは「ペットの糞採り用スコップ」として実用新案登録されました（実用新案登録第3052744号）。そして、この紙スコップは、「はるかちゃんのペーパースコップ」として商品化されました。このことが、地元の新聞で大きく報道されたことから、この紙スコップのことは宮崎県下だけでなく九州全域に知れ渡り、さらには環境問題を重視していた国連本部までこのニュースが伝わりました。その結果、遥香ちゃんは、この考案をしたことによって、国連の子供環境大使としてニューヨークに招待されたのです。この出来事は、宮崎の子供達の創作意欲に火を付け、あちこちで少年少女発明クラブができました。遥香ちゃんは、その後、ある靴メーカーから子供靴についての新商品開発のためのアドバイザーの委嘱も受け、ここでも活躍しました。この「はるかちゃんのペーパースコップ」は、現在、都城市を始め、宮崎県下の自治体が、街の環境維持に貢献するものとして、市民に無償で配布しています。その製作費用は、企業がこの紙スコップに広告を載せることによって、その広告代でまかなわれているのです。こうした一連の出来事に注目したのか、「はるかちゃんのペーパースコップ」は、東大の生産技術研究所が作成した知財のテキストにも掲載されました。



### イ「快眠活魚」

宮崎県も大分県も太平洋に面しており、漁業が盛んです。この地元で獲れた魚を生きたまま東京・築地などの市場に輸送するには、トラックに積まれた大きな水槽に魚を入れて、泳がせた状態で輸送します。しかしこれは、輸送コストとしては極めて効率の悪いものです。運んでいるのは活魚というより水槽に入れられた水がほとんどだからです。また、この輸送方法は、輸送中における魚同士や水槽との衝突により魚体の損傷が生じやすく、また長時間に渡る輸送から与える魚へのストレスから活き痩せの状態も生じます。さらに、輸送方法が適切でない場合には、到着したときにはすでに魚が死んでいることにもなります。宮崎県に隣接する大分県南海部郡に住んでいた卜部さんは、こうした状況を改善したいと考え、驚くべき方法でこれを実現しました。卜部さんが考えたのは、中国で行われていた針麻酔にヒントを得たものでした。魚の体の急所（脊髄）に針を刺すことによって、魚を動かさないようにその運動機能を麻痺させ、眠ったのと同じ状況にして、この魚を一匹分が入る小さなケースに水と共に入れて輸送するようにしたのです。卜部さんは、多くの実験の結果、魚を眠らせる刺針のポイントを見出し出していました。そして、私の事務所でこれを特許出願し、特許を取得したのです（特許第3706879号）。この方法は、ほとんど水を運んでいる状態であった鮮魚の輸送コストを大幅に削減させたことや、その方法が極めてユニークなものであったことから、新聞でも大

大きく報道されました。そして、講談社発行の寺沢大介氏の漫画「将太の寿司」でも、作中の料理人がこの技術を使うというストーリーで紹介されました。また、イギリスのBBC放送も取材に訪れ、獲れた魚に卜部さんが針を刺し、その針によってピチピチしていた鮮魚が一瞬にして眠りに入るところを撮影して行きました。イギリスではこれが「Tomorrow's World」という科学番組で放映されました。また、この発明は、韓国のMBCテレビでも放送され、その関連で「チャングムの誓い」の最終話において、この技術を使う場面が放送されました。この発明は、おそらくその道の専門家ではできなかった発明です。魚の専門家では知識がありすぎてそれに囚われ、思い切った思考の転換が出来ないと思われるからです。今、卜部さんがこの方法を使って輸送し、販売している活魚には、「快眠活魚」という商標が付けられています（商標登録第4429140号）。



#### ウ「水と油を混ぜるバイブロミキサー」

水と油は、混ざらないものの代名詞として使われています。しかし、従来混ぜることが困難であったどのような物でも混ぜることが可能なミキサーがあります。それを発明したのが、宮崎県田野町に所在する冷化学工業株式会社の谷口社長です。物質を混ぜるのに通常行われている方法は、容器に入れた物質を、水平方向に回転するプロペラなどでかき回すという方法（バッチ攪拌処理）です。従来、大工場の製造プラントなどにおいても、攪拌混合はこのバッチ攪拌処理で行われていました。しかし、この方法では製造ライン上で連続処理ができず、また混合が不十分で時間も掛かり、さらには気泡やゴミが混入するなどの多くの問題がありました。これに対し、谷口社長が発明したの

は、攪拌素子を水平ではなく上下に振動させて混合させるという方法です（特許第3921600号など）。谷口社長が考えたバイブロミキサーは、モーターで上下振動を発生させる加振部（バイブレーター）と、混合させるための道具である特殊形状（螺旋羽状）をした振動エレメントと、外側の筒状のハウジングにより構成されています。そして、バイブレーターに直結したシャフトに上下振動を与え、振動エレメントの螺旋羽をダイナミックに上下振動させることにより、ハウジング内を通過する混合流体中に渦流を生じさせると共に、螺旋羽と接触する流体をミクロン単位まで瞬時に混合することができるようにしたものです。バイブロミキサーは、極めてシンプルでコンパクトな形をしています。谷口社長の企業理念は、「シンプルイズベスト」です。バイブロミキサーは、谷口社長のこのモットーを正に体现している商品です。省スペース化を達成できるうえに連続処理を可能にした「バイブロミキサー」の応用分野は広く、「液体+液体」、「液体+気体」の混合は勿論のこと、「マイクロ気泡の製造」、「粉体の分散・溶解」、「熱交換器」など、その用途は多岐にわたっています。このバイブロミキサーは、日本の超一流企業のみでなく、ダウケミカル社を始め、海外の有名企業にも納品されています。このようなパイオニア的製品を製造している企業が宮崎にあるのは、谷口社長が宮崎の出身であり、本社工場と一緒にあった方がシンプルで効率的である、と考えているからです。

#### (2) 商標編

##### ア「黒酢事件」

鹿児島県福山市は、食酢の産地です。従来、食酢は調味料としてのみ使用されていたものですが、鹿児島のあるメーカーが、天然醸造により黒っぽい色をした酢を、調味料としてではなくそのまま飲むことにより健康増進が図れる健康食品として売り出しました。その際に、この商品の名称を「くろず」と命名し、この「くろず」は当時の健康食品ブームに乗ってヒット商品となりました。このため、日本中の米の産地で、同じような飲む健康酢が製造・販売されるようになり、その名称も同じように「黒酢」、「くろず」が使用される状態が生まれました。こうしたことから、最初に黒酢を売り出したメーカーが、その後に黒酢の製造・販売を始めた宮崎県都城市のメーカーや、新潟県、東京都、

その他の黒酢の商標で食酢を販売している者を相手取って、鹿児島地裁に「黒酢」、「くろず」の商標の使用差止を求める仮処分の申立を行いました。私は、この事件を被申立人側の代理人として受任しました。申立人側は、この「くろず」について、まだ商標権を取得していなかったため、その差止請求は不正競争防止法2条1項1号の周知性取得に基づくものでした。この仮処分申立に対して、被申立人側が答弁書で主張したことは、「『黒酢』、『くろず』なる商標は、その商品が黒っぽい色をしている酢であるから名付けられたものであり、それは商品の性状を表わす普通名称であるから、差止請求権や損害賠償請求権等を行使できない不正競争防止法の適用除外に該当する」というものでした。申立人の商品は、新規な商品であり、それまでに黒酢という名称の商品の販売はなかったわけですから、黒酢という名称が普通名称として認知されていたわけではありません。そこにこの裁判の難しさがあったわけですが、一審の鹿児島地裁は、「言語構成上、商品の性状、品質、機能等を説明的に表現するものは、誰が最初にそれを使用し始めたかを問わず、普通名称と認めるべきものである」と判示し、申立人の差止請求を却下しました。これに承服できなかった申立人は、直ちに高裁に抗告しましたが、ここでも商品の普通名称との認定は変わらず、抗告は却下されました。そして、この事件は遂に最高裁まで持ち込まれました。しかし、最高裁でも、「黒酢」、「くろず」なる名称は、商品の普通名称である、との認定がなされたことから、ようやくこの裁判は決着を見て確定しました。この事件は、その後、不正競争防止法の解説書において、適用除外（現在の不正競争防止法第19条1項1号）における普通名称の例を示す判例として挙げられるに至っています。この事件のことは、私が最高裁まで担当し、その後、教科書に載った仮処分事件として、強く記憶に残っている事件です。また、後に、この事件の申立人側代理人を務められた先生から、私に対し「知財のプロである衛藤先生が被申立人代理人でなければ、あの事件は私の方が勝てた事件だった」とのお褒めの言葉を戴いたことから、強く印象に残っている事件です。

#### イ「ひゅうが土事件」

この黒酢事件と全く逆の展開をたどったのが「ひゅうが土」事件です。東国原知事の出身地である宮崎県

都城市は、霧島山系に囲まれた街です。有名な焼酎「黒霧島（通称くろきり）」もこの街で生産されています。霧島山系は、近くに活火山の桜島があることから分かるように、付近には火山灰が堆積して出来上がった山が沢山あります。その山から取れる土はボラ土と呼ばれ、多孔質で排水性、通気性、保湿性に富んでいます。この土に着目し、これに「ひゅうが土」との名称を付けて園芸用土として販売を始めたのが、川田幸さんです。川田さんは、全国で園芸市が立つ度に、このボラ土を軽トラックに積み込み、袋に詰めて売っている行商をしていました。そのうち、この「ひゅうが土」がシンビジウムや胡蝶蘭などの高級観賞花の園芸用土として最適であると、園芸愛好家の中で評判を呼ぶようになりました。このボラ土は都城市の山には幾らでもあるため、この土の評判が高まるにつれ、土木業者などが同じように「ひゅうが土」の名称でこのボラ土を販売するようになったのです。このことに困った川田さんが私の事務所に相談に見えたことから、私が原告代理人となって、不正競争防止法2条1項1号で訴訟をすることになりました。この2条1項1号の裁判で難しいのは、やはりその商標が周知性を取得している点の立証でした。そこで、私はこの訴訟と併行して特許庁にこの「ひゅうが土」を商標登録すべく出願することにしました。この出願に対し、案の定、特許庁は「『ひゅうが』の語は宮崎県の旧国名であり、それに商品名の土の語を連結してひゅうが土としているのは、単に商品の産地を表わしているに過ぎず、商標法3条1項3号に該当する」との拒絶通知をしてきました。これは当初から予想していたところでしたので、直ちに商標法3条2項の適用を求めて、意見書を提出しました。そこでは「ひゅうが土」の売上高が急激に伸びており、それだけ知名度を獲得していること、園芸雑誌で広く宣伝を行っていること、多くの園芸評論家が「ひゅうが土」を知っており、これに高い評価を与えていることなどの証拠を提出しました。その結果、裁判の継続中に特許庁により3条2項適用による商標登録が認められたのです（商標登録第2167173号）。これによって裁判の形勢は大きく逆転し、最終的には被告側が「ひゅうが土」商標の使用を止めること、損害賠償として一定額の和解金を支払うことで、和解が成立しました。川田幸さんはこの結論を見届け、その後少しして亡くなりましたが、文字どおり隣に山ほどある霧島地方のただの土だった「ひゅうが土」

うが土」を、鹿沼土と並ぶ高級園芸用土として商品化させた川田幸さんの功績は、現在その息子さんに受け継がれており、園芸愛好家の間では、「ひゅうが土」が高品質の園芸用土としてその名が知られています。

#### ウ「うめもんじゃ」

第30類の菓子及びパンを指定商品として「うめもんじゃ」との標章が出願された場合、皆さんは、この標章から何を連想するでしょうか。

「うめもんじゃ」とは、宮崎県の方言で「うまいものだ」を意味する言葉です。今日も地元のデパートでは、県内の美味しい物を集めた「うめもんじゃ展」が開かれています。ところが、宮崎県菓子協会が出願したこの商標に対し、特許庁は、「この商標登録出願にかかる商標は、梅を加味してなる『もんじゃ焼き』であることを認識させ、これを本願指定商品に使用するとき、商品の品質誤認を生じさせるおそれがあるから、商標法4条1項16号に該当する」との拒絶理由通知を発してきました。なるほど、東京の審査官が「うめもんじゃ」を読むと、もんじゃ焼きに見えるのか、と地方では思いもしなかった発想の違いに、大変驚いたことを記憶しています。この拒絶理由通知に対しては、その後、意見書を提出して登録査定になりました(商標登録第4291976号)。実は、この「うめもんじゃ」は、その出願より以前に一度登録されており、出願人がその更新をしていなかったことから、再度改めて出願したものでした。このような事情や、この商標が今日まで継続して使用されてきたものであること、構成上も「うめ」と「もんじゃ」に分離して認識されるのではなく、「梅味のもんじゃ焼き」と自然に認識されるような事情がないこと等を主張して、登録が認められたものです。その後、この件とは別件ですが、東国原知事が誕生した後に、宮崎県庁近くのレストランが第43類の飲食物の提供を指定役務として、「どげんかせんとい館」を商標出願したことがあります。ところが、これについては、東国原氏の知事選出馬の標語が方言を使って「宮崎を、どげんかせんといかん」であり、このキャッチフレーズが日本全国で有名になってきたため、今度はこの出願に対し特許庁からは「東国原知事のキャッチフレーズとして知られ、2007年の『ユーキャン新語・流行語大賞』の年間大賞も受賞している語であるから、このようなものを一人である出願人が独占することは公序良俗に反する」として4条

1項7号で拒絶理由通知が来ました。これに対しても、意見書を提出して登録査定になりましたが(商標登録第5241392号)、方言が地方にとどまっている場合と、方言が全国的に有名になった場合との違いが面白く、大変興味深い案件でした。

## 6 宮崎わが街の発明家たち

地方では、ニュースのネタが乏しいため、小さな出来事でもすぐ新聞に載ります。そのため、街の発明家が考え出して出願された発明は、恰好の新聞ネタです。私の事務所で出願した発明についても、地元新聞に掲載されたものが多数あります。こうしたことに注目していた地元の出版社から、2002年に、宮崎の発明家たちについての本を書いて欲しいとの依頼がありました。そこで、私の事務所で出願されたものの中から、原則として大手企業の発明を除き、私が個人的に面白いと思って選び出した発明について、「宮崎わが街の発明家たち」との題で本を出版しました。その本のはじめに、私は次のように書きました。「宮崎にもこのような偉大な発明家たちがいたことは、のんびり・お人好しと称される宮崎県民にも大いに勇気と自信を与えるものである」。この本は自分でも全く予想していませんでしたが、地元の本屋で、約1ヵ月ほどの間、売上げナンバー1にランクされました。そして、このことに注目した地元のテレビ局・MRT放送が、この本に書かれた発明者のもとを訪れ、その発明者の日常生活、発明の内容、商品化の行方などを5回に渡り放送しました。その第1回目に私も出演をしましたが、そのときに弁理士制度のPRをしたことは勿論です。

**ベストセラー** 3日～9日 田中書店調べ

＝価格は消費税別

- ①宮崎わが街の発明家たち (衛藤彰、岡嶋浩幸、三重野文明、鉦脈社、1381円)
- ②「私が変わります」宣言 (高橋佳子、三宝出版、1400円)
- ③世界がもし100人の村だったら (ダグラス・ラミス、マガジンハウス、838円)
- ④綾の色 (黒木一明、ピエ・ブックス、2000円)
- ⑤ビック・ファット・キャットの世界一簡単な英語の本 (向山淳子、向山貴彦、幻冬舎、1300円)
- ⑥梅原猛の授業仏教 (梅原猛、朝日新聞社、1300円)
- ⑦きれいな敬語 羞かしい敬語 (草柳大蔵、グラフ社、1400円)
- ⑧アメージング・グレースが聴こえる (甲斐完治、アートン、1800円)
- ⑨あかね空 (山本一力、文芸春秋、1762円)
- ⑩肩ごしの恋人 (唯川恵、マガジンハウス、1400円)

## 7 若者よ、地方を目指せ

宮崎のような地方で弁理士業務を営む場合、その出願の特徴が企業組織による継続的出願ではなく、中小零細企業による単発の出願であったり、街の発明家による出願であるとする、果たしてそれで事務所経営が成り立つのかという不安が生じます。他方で、どのような地方であっても、街の発明家や中小零細企業による弁理士への一定の需要があることは確かです。そこで、私がこの問題の解決方法として提案したいのが、弁理士が同時に他の資格も取って、両方の資格で地方で事務所を開くことです。交渉についての古典的名著である「ハーバード流交渉術」(三笠書房)では、問題を解決するのに、一つの論点ではなく複数の論点を持ち出すことを提唱しています。例えば、価格を巡って綱引きの交渉をしている場合、複数個購入するので価格を安く、という他の論点を提示することにより、双方が満足する解決に導くことができるのです(配分型交渉から統合型交渉への転換)。これに習うなら、弁理士が同時に、例えば、すべての個人事業主や会社にとって必要な仕事をしている社会保険

労務士の資格を取って、両方の業務を地方で行えば、経営的に十分成り立つのではないかと思います。複数の資格で仕事を行うことは、顧客の窓口が広がることは勿論のこと、自分自身の視野や考え方も大きく広がることになるはずで、弁理士業務と共に他業務としては、行政書士や税理士も考えられます。弁理士は当然に行政書士の登録ができますが、その場合にも、単なる行政書士としてではなく、例えば ISO の申請コンサルタント業務、ISO 審査員業務を行うなどの特殊分野を扱えばさらに有利になります。弁理士がさらに税理士資格も取得すれば、その経営はさらに安定的なものとなるでしょう。弁理士試験に受かるだけの能力のある人なら、少し努力すれば、他の資格を取得することはさほど困難なことではないと思います。

ビル・ゲイツは、今から 10 年ほど前に日本で行った「若者へのメッセージ」という講演の中で、会場の若者から成功の秘訣は何ですかと問われて、即座に、挑戦することである、と答えています。若き弁理士の先生方、あなたも地方に挑戦してみませんか。

(原稿受領 2010. 9. 24)

